

南京事件

と

戦時国際法

青山学院大学名誉教授・さとう・かずお

佐藤和男

を悩まし続けてきた。

日本陸軍が支那事変初期の南京攻略戦に付隨して軍民三十万人の大虐殺（中国政府の主張）を行つたという“南京事件”なるものが、日本国民の耳目を聳動させたのは、いわゆる東京裁判から以後のことである。爾来、本事件は、その真相の実証的究明とは無関係に、現実に起きたものとマスコミや教育の世界で受けとめられ、暗鬱な夢魔のごとく日本国民

東京裁判を傍聴し、国際法上理論的にも手続的にも疑問の多い同裁判が下した判決に示された“事件”的犠牲者数（十万、二十万人以上の間の異なつた複数の数字が示されている）については、同裁判自体の合法性に對すると同様に、筆者は最初から強い疑念を抱かざるを得なかつたが、その数字はやがて中国共産党政府により三十万人と政治的に決定され、対日強圧政策の手段としての効用が重視されるに至つた。

国家間に紛議を惹起している問題を解

一、問題状況

明するためには、筆者は次のような考察の三階梯が不可欠と考える。(1)歴史的事実の確認、(2)法的適否の判断、(3)政治的意味の考究。

南京事件についていえば、右の(1)として、わが国の幾多の研究者の積年の努力によつて、大虐殺論はほぼ完全に否認される状況に立ち至つていると、筆者は認識する。鈴木明、田中正明両氏の先駆的研究に続き諸調査が発表され、わけても財団法人・偕行社による『南京戦史（同資料集I・II）』（初版は平成元年、増補改訂版は平成五年の刊行）が画期的とい

える実証的かつ総合的な調査成果を世に示し、これらの業績を踏まえつつ、板倉由明、東中野修道、日本会議国際広報委員会等のそれぞれ特徴ある労作が公にされている。

本稿で筆者が試みるのは、右の(2)の考察であり、国際法の観点から、今日なお論議の余地ありとされている事件関連の問題点について、検討することとしたい。

(九月二日、北支事変から改称)は、昭和十六年十二月九日に支那政府（中華民国、蔣介石・国民党政権）が対日宣戰布告を行つて、事変が大東亜戦争に包含されるまでの間、日支いすれの側も国際法上の正式の戦争意思（アニムス・ベリゲレンディ）を表明しない「事實上の戦争」として性格づけられ、国際社会も、例えばアメリカやイギリスも、それを正規の（法律上の）戦争とは認めなかつた。しかし、一般的に国際武力衝突を規律する規範とされている戦時国際法（交戦法規といわれる部分）が、戦争の場合と同様に同事変にも適用されることには、異論の余地がなかつた。

昭和十二年七月七日夜、盧溝橋畔の日支両軍の武力衝突に端を発した支那事変 佐藤和男氏 昭和二年（一九二七年）、 東京生まれ。二十年、海軍兵学校卒業。 同二十七年東京商科大学卒業。國連本部特別研究員などを経て、四十九年、青山学院大学法学部教授。平成八年、退職。法学博士。著書に『国際経済機構の研究』（国際法学会第一回安達峰郎記念賞）『憲法九条・侵略戦争・東京裁判』『世界がさばく東京裁判』（監修）などがある。

二、支那事変と国際法の適用

戦時国際法は、国際法全般の場合と当然ながら同様に、時代の進展に伴つてその内容を（比較的に急速に）変遷せしめている法体系であり、しかもその法源中の条約の持つ特殊性（締約国のみを拘束する）により、諸国が遵守すべき規範内容に差異が生じ得るものなのである。

本稿で重要なのは、支那事変当時に日支両国が共通に遵守義務を負つていた交戦法規から理解できる。

「日支兵干戈ノ間ニ相見ユルノ急迫セル事態ニ直面シ全面戦争ヘノ移行転移必スシモ明確ニ判別シ難キ現状ニ於テ自衛上ニ准拠シ実情ニ即シ機ヲ失セス所要ノ措置ヲ取ルニ遗漏ナキヲ期ス」、「帝国力常ニ人類ノ平和ヲ愛好シ戦闘ニ伴フ慘害ヲ極力減殺センコトヲ顧念シアルモノナルカ故ニ此等ノ目的ニ副フ如ク前述条約中害敵手段ノ選用等ニ関シ之カ規定ヲ努メテ尊重スヘク又帝国現下ノ国策ハ努メテ日支全面戦ニ陥ルヲ避ケントスルニ在ルヲ以テ日支全面戦ヲ相手側ニ先ンシテ決心セリト見ラルゝカ如キ言動（中略）ハ努メテ之ヲ避け又現地ニ於ケル外国人ノ生命財産ノ保護、駐屯外国軍隊ニ対スル応待等ニ関シテハ勉メテ適法的ニ処理シ（中略）要ラサル疑惑ヲ招カサルノ用心ヲ必要トスヘシ」

三、捕虜の取扱いに関する法規

『南京事件』では「捕虜」にかかる諸問題が格別に重視されているので、國際法上の捕虜の取扱いについて概観しておこう。

捕虜の待遇は、近代國際法の交戦法規の中で特別の関心が払われてきたが、一八七四年のブリュッセル宣言（発効しなかつた）の十二箇条が捕虜に関する法制を構想し、以後の関係条約中において具現されることになった。一八九九年と一九〇七年のハーグ平和會議を機に、一八九九年ハーグ第二条約と一九〇七年ハーグ第四条約（前出の陸戦条約）との双方の付属規則に、捕虜に関する十七箇条の規定が設けられ、さらに他の一九〇七年ハーグ諸条約中の若干のものにも多少の関連規定が置かれた。

第一次世界大戦の経験を通じて右のハーグ規則十七箇条の不備と不明確性が明らかとなり、その欠陥は一九一七年、一九一八年に諸国間で結ばれた諸条約によつて、一部是正された。一九二一年にジエネーブで開かれた第十回国際赤十字会議は、捕虜の取扱いに関する条約の採択

華民国）は一九三六（昭和十一）年五月

い。

現在では「法規認定の補助手段」として國際裁判に際しても重要視されている卓越した國際法学者の「学説」を参考する場合にも、このことは忘れられてはならないのである。例えば、わが国で比較的に良く知られていて引用されることも多い『オッペンハイム國際法論』第二巻（永きにわたり戦時國際法の専門的な解説書として高く評価されてきた）にして読者も、原著者L·F·L·オッペンハイムの死去（一九一九年）の後、異なる改訂版（mutatis mutandis）との意味である。

しかし、連合国側は、あえて準用を批准

とほぼ同義に解釈したのである。

以上見た限りにおいても、捕虜に関する國際法上の規範の内容が時代の進展とともに変化（おむね改善）せしめられていることが理解されよう。その規範の法源は十九世紀後半に至つて慣習法から条約へと徐々に転換して成文化の道を辿ることになるのであるが、各時代・各國家間関係に対応して現実に適用される關係法規の実体の認定に際して、厳密な注意が要求されることは、いうまでもな

以下、捕虜に関する実定法規の主要な

ものを簡略に説明する。まず初めに、捕虜の定義であるが、支那事変當時日支両國間に適用されるハーグ陸戦規則には、具体的に示されてはいない。ここでは、両国間に適用されなかつたものの國際的な意味が少なくなかつた一九二九年捕虜条約の第一条（1）が掲げている「一九〇七年ハーグ陸戦規則第一条、第二条、第三条ニ掲クル一切ノ者ニシテ敵ニ捕へラレタル者」を便宜上念頭に置くこととする。

右のハーグ規則三箇条は、交戦者の資格を、軍隊の構成員のみならず、（1）部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト、（2）遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト、（3）公然兵器ヲ携帯スルコト、（4）其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト、の四条件を具備する場合、民兵と義勇兵团とも認め（第一条）、敵侵入軍の接近に際して「抗敵スル為自ラ兵器ヲ操ル」群衆蜂起を行ふ占領されない地方の住民にも、「公然兵器ヲ携帯シ、且戦争ノ法規慣例ヲ遵守スル」ことを条件に同様に認め（第二条）、ま



た兵力を編成する戦闘員と非戦闘員とが両者等しく捕虜の待遇を受ける権利を有することを認めており（第三条）、交戦ノ政府ノ権内ニ属シ、之ヲ捕へタル個人又ハ部隊ノ権内ニ属スルコトナシ」と規定するが、往昔、捕虜が捕獲者たる将兵の個々の権内に属して、彼等に生殺与奪の権を握られることがあったのである。

「敵ニ捕ヘラレタル者」が交戦者としての適法の資格を欠く場合には、単なる被捕者に過ぎず、国際法上正当な捕虜であり得ないことは理論上明白であるが、現実の戦場でのこの点についての識別が実際上困難な場合もあり、紛糾を生ずる原因ともなり易い。

第二次世界大戦の経験に鑑みて、一九二九年捕虜条約をさらに大幅に改善し拡大した一九四九年のジュネーブ第三条約（捕虜の待遇に関する条約）の第五条は、「本条約は、第四条に掲げる者〔捕虜の

を示す実例を一つ挙げておきたい。捕虜法規がようやく慣習法の域を脱しつつあつた一九〇一年、独立を目指すフィリピン人民の部隊とアメリカ軍とが戦つていた時、アメリカ陸軍のジェイコブ・H・スミス准將は、史上悪名高き次の命令を発した。「捕虜は要らない。殺せ、焼け。多ければ多いほど良い。サマル島内を荒涼たる原野にしてしまえ。武器を持って手向かう者は皆殺せ、十歳以上は殺せ」。彼は軍法会議で裁かれたが、結局、退役に追い込まれただけであった。

四、“南京事件”関連の重要な法規

戦時国際法上、戦闘に際して、正当な資格を有する交戦者は各種交戦法規の遵守を義務づけられているが、軍隊構成員または民間人が敵国に対しても交戦法規に違反する行為をすれば、それは戦争犯罪と認められて、相手方の交戦国は、当該行為者を捕えた場合に処罰できるものとされてきた。

待遇を受ける資格のある者]に対し、それらの者が敵の権力内に陥った(fall into the power of the enemy)時から最終的に解放され、且つ送還される時まで間、適用する、「交戦行為を行つて敵の手中に陥った(having fallen into the hands of the enemy)者が第四条に掲げる部類の一に属するか否かについて疑いが生じた場合には、その者は、その地位が権限のある裁判所によつて決定されるまでの間、本条約の保護を享有する」と規定している。一九四九年捕虜条約は、一九二〇～三〇年代の捕虜に関する国際法規に比較して飛躍的に進歩した内容を示していく、もちろん支那事変當時の関連諸問題に直接影響を与えるものではないが、少なくとも右の第五条に見られる「敵の手中に陥つた者」(捕虜とくが「敵の権力内に陥つた者」(捕虜証された者)とは限らないことを示唆している点において、注目に値しよう。

交戦法規中捕虜関係のすべてを詳論する余地は本稿にはないが、問題の難しさ

日本唯一、大日本帝国軍隊のふるわひと
展示数 11,000点
老人会、軍恩会、
団体旅行に最適
那須戦争博物館
見学と温泉観光の旅

◆20名以上なら福島・神奈川・新潟・長野・茨城・埼玉・千葉・東京・群馬・近県は送迎付き(無料)。
戦争博物館と那須連山を見学し、温泉に泊(夕食・朝食+お土産付き)
那須牛しゃぶしゃぶ食べ放題です。

◆交通費、宿泊代一切で
一泊 10,000円
◆交通費、宿泊代一切で
二泊 18,800円
但し、高速道路御利用の場合は
料金から国際法上の捕虜としての待遇を保証された者)とは限らないことを示唆している点において、注目に値しよう。

交戦法規中捕虜関係のすべてを詳論する余地は本稿にはないが、問題の難しさ

◆
受付 稲林由由
(電話 0287-76-1510)

那須町の宿泊は

ホテルニュー万葉苑へ

戦争犯罪を構成する行為としては、(1)軍隊構成員による一般的交戦法規の違反行為、(2)軍隊構成員ではない個人の武力による敵対行為、(3)間諜(スパイ)と戦時反逆、(4)剽盜(戦場をうろついて軍隊につきまとい、略奪、窃盗、負傷者の虐待・殺害、死者の所持品の剥奪などをする行為)の四種類に伝統的に大別されてきた。

右の諸行為のうち、間諜と戦時反逆が特殊な性格を持つものであることは、留意されなければならない。両方の行為はいずれも交戦国が実行する権利を国際法上認められており、しかも相手方の交戦国がその行為者を捕えた場合にこれを处罚する権利もまた認められているのである。違法ではない行為が处罚されるのは、一見法理的に矛盾しているが、それらの行為の害敵手段としての有効性とそれに基づく交戦諸国の現実的要請の前に法規が譲歩したものと考えられる。

前記四種類の戦争犯罪のうち、戦時反逆については多少の解説をしておく必要がある。それは、交戦国の権力下にある

占領地、作戦地帯、その他の場所において、当該交戦国に害を与える敵国を利するため、私人たる敵国国民、中立国民、または変装した敵国軍人が行う行為を指している。この種の有害行為は、敵国軍人が正規の軍服を着用して行う場合には戦時反逆にならないが、民間人に変装して行えば戦時反逆となる。その具体的な内容はきわめて多岐にわたるが、敵側への情報の提供、軍・軍人に対する陰謀、軍用の交通機関・資材の破壊、諸手段による公安の妨害、敵兵の藏匿隠避、出入禁止区域への出入、強盗なども含まれている。

戦争犯罪は、それを実行した個人が責任を問われるというのが原則であり、軍隊構成員という国家機関の行為でも、責任は国家に帰属せずに個人責任が問われるのが常である。

各国軍隊は、軍律を制定して、戦争犯罪(一般的交戦法規違反とは特に区別して)戦時反逆を取り上げている場合もある。それは、交戦国の権力下にある

(軍律法廷) を通じて処罰するのが慣例であつた。

したことは、将来に向けて重大な疑問と課題を残すものであった。

乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト」を禁止し 同
条(二)は「助命セサルコトヲ宣言スルコ

軍律法廷は純然たる司法機関ではなく、統帥権に基づく機関であつて、むしろ行政機関、あるいはせいぜい準司法機関というべきものである。その行う審判は、機能的には軍事行動と把えるのが正確であり、その本来の目的は、戦争犯罪を行つた敵対者の処断を通ずる威嚇によつて、究極的には（占領地・作戦地帯における）自国軍隊の安全を確保することにあつた。そのため、審判の手続は簡易にされ、軍罰（たいてい死刑）の執行は迅速であつた。

軍事法廷の法的根柢は、日本は、國際法上は軍法に定める統帥権に、また國際法上は軍が行使する交戦権、わけても「敵國ノ領土ニ於ケル軍ノ權力」（ハーベ陸戰規則第三款）に存する。

なお付言すれば、大東亜戦争中に正しい手続に従つて厳格に実施されたわが国軍の軍律審判を、戦勝連合国軍（占領軍）の軍事法廷が犯罪視してその責任を追及

で相手方を突然に攻撃すること、戦闘員が民間人の服装をして攻撃すること、赤十字記章や軍使旗を不正に使用すること、などがその代表的なものである。

なお、優勢に敵軍を攻撃している軍隊に対して、敵軍が降伏の意思を示すべき

六年)は、捕虜が、敵側の行つた違法な戦争行為への復仇の対象にされ得ることには、ほとんど疑いがない」と述べている。一九二九年捕虜条約は新機軸を打ち出して、捕虜を復仇の対象とすることを禁止した。

白旗を掲げた場合、攻撃軍の指揮官は、白旗が真に敵指揮官の降伏意思を示すものであると確信できるまでは、攻撃を続行することが法的に許されており、攻撃を停止しなければならない義務はなく、戦場における自己の安全の確保のために交戦者の主体的判断が尊重される事例となっている。

第二に、相手側の交戦法規違反に対する戦時復仇としての助命拒否であり、相手方の助命拒否に対する復仇としての助命拒否の場合もある。

一般に戰時復仇とは、交戰國が敵國の違法な戰爭行為を止めさせるために、自らも違法な戰争行為に訴えて敵国に仕返しをすることをいう。前出『オッペンハイム國際法論』第二卷（第四版・一九二

第二次世界大戦後に締結された一九四九年ジュネーブ捕虜条約（前出）の第九十九条は「捕虜は、実行の時に効力があつた抑留国の法令又は国際法によつて禁止されていなかつた行為については、これを裁判に付し、又はこれに刑罰を科してはならない」と、新機軸として「国際法」という言葉を加えた規定を行い、以下の諸条項において裁判手続を確定している。一九二九年ジュネーブ捕虜条約第六十条以下において裁判手続について規定していたが、戦争犯罪事件に関与した他の幾つもの裁判所と同様に、アメリカ

ト」を禁止している。しかし、激烈な死闘が展開される戦場では、これらの規則は必ずしも常に厳守されることは限らない。『オッペンハイム国際法論』第二巻の第三版（一九二一年）は、「戦闘に伴う憤怒の情が個々の戦士にこれらの規則を忘却、無視させることが多い」と嘆いているが、このまつたく同一の言葉が、同書の第四版（一九二六年）にも、さらには第六版（一九四〇年）にも、第七版（一九五二年）にささえも繰り返されている。

六年)は「捕虜が、敵側の行つた違法な戦争行為への復仇の対象にされ得ることには、ほとんど疑いがない」と述べている。一九二九年捕虜条約は新機軸を打ち出して、捕虜を復仇の対象とすることを禁止した。

第三は、軍事的必要の場合である。交戦国やその軍隊は、交戦法規を遵守すれば致命的な危険にさらされたり、敵国に勝利するという戦争目的を達成できないという状況に陥るのを避ける極度の必要がある例外的場合には、交戦法規遵守の義務から解放されるという戦術(戦時非常事由)論が、とりわけドイツの学者によつて伝統的に強く主張されてきたが、その主張を実践面で採用した諸国のあることが知られている。この「軍事的必要」原則は、第二次世界大戦後の世界においてさえも完全には否認されていない。例えば、ミネソタ大学のG・フォン・グラーン教授は、無制限な軍事的必要主義は認めないものの、「必要」に関する確実な信念や確実な証拠が存在する場合

には、この原則の援用や適用を容認している。もつとも、同教授は、極度の緊急事態の不存在や、軍事的成功への寄与の欠如が明らかにされたならば、軍事的必要を根拠にした違法行為は、戦争犯罪を構成するものになると警告している。わが国の戦時国際法の権威である竹本正幸教授も「予測されなかつた重大な必要が生じ、戦争法規の遵守を不可能ならしめる場合もあり得る」と認めている。

ちなみに、オッペンハイムの前記著作第三版（一九二一年）は、「敵兵を捕獲した軍隊の安全が、捕虜の継続的存在により、死活的な重大危険にさらされる場合には、捕虜の助命を拒否できるとの規則がある」と主張している。同書第四版以降の改訂者は、同規則の存続は「信じられない」との意見を表明している。

学界の通説は、右のような場合には、捕虜は武装解除された後解放されるべきであるというものである。

一般に国際武力衝突の場合に、予想もされなかつた重大な軍事的必要が生起し

315 南京事件と戦時国際法

て交戦法規の遵守を不可能とする可能性は皆無とはいはず、きわめて例外的な状況において誠実にかつ慎重に援用される軍事的必要は、容認されてしかるべきであるという見解は、今日でも存在しているのである。

なる第二次世界大戦末期に連合軍が日

実が明らかにされ、筆者などむしろ深い感動を覚えざるを得ないのである。

在支駐屯軍に交戦法規の尊重を求めた

攻略戦展開に伴う国際法関連の問題点は幾つも指摘されているが、紙面の制約上、最も議論の喧しい二つのものに限定して考えたい。

軍事的必要は、客觀的立場からいへば、あるといふ見解は、今日でも存在しているのである。
なる第二次世界大戦末期に連合軍が日本を攻撃する際に、中支那方面軍司令官・松井石根大将が国際法顧問の斎藤良衛博士の意見を参考して、南京攻略戦の開始にあたっては既に見たが、南京攻略戦の開始にあたり、中支那方面軍司令官・松井石根

五
經語錄

これまでに概観した戦時国際法の関連法規に照らして、南京攻略戦での日本陸軍の行動の一部始終（詳述は割愛）を占検すると、きわめて厳しい軍事情勢の下にありながら、戦闘部隊が交戦法規の遵守に非常に慎重な考慮を払い、激戦中でも能う限りの努力をそのために払つた事

攻略戦展開に伴う国際法関連の問題点は幾つも指摘されているが、紙面の制約上、最も議論の喧しい二つのものに限定して考えたい。

その一は、「安全区」に遁入・潜伏して、便衣（民間人の平服）に変装した支那兵の摘出・処断である（その具体的な人数等に関する點は、『南京戦史』三四二～三四三頁の第五表に詳しい）。

右の安全区は、南京在住の第三国人有志が十二月初めに南京安全区国際委員会という非政府機関を設立して、南京城内の特定区域（三・八平方キロ）を難民のための中立地帯として設定し、外交ルートを通じ日本側にもその保証を求めてきたものである。国際法でいう中立地帯とは、交戦国間の合意に基づいて設定され、敵対行為に参加しないか、または戦闘に置かれた非戦闘員・住民を軍隊の作戦行動の影響から保護することを目的とするものであるが、日本軍当局は、この委員会の中立性維持能力を危ぶんで、安全区を正規の中立地帯として公式に

を構成すると認められ、安全区内での発は現行犯の逮捕に等しく、彼らに正な捕虜の資格がないことは既に歴然としている。兵民分離が厳正に行われたに、変装した支那兵と確認されれば、刑に処せられることもやむを得ない。人數が軍律審判の実施を不可能とし（事的必要）——軍事史研究家の原剛は、多数の便衣兵の集団を審判することは「現実として能力的に不可能であった」と認めており、また市街地にける一般住民の眼前での処刑も避ける必要があり、他所での執行が求められる。したがつて、問題にされている潜伏敗ひ兵の摘発・処刑は、違法な虐殺行為でないと考えられる。

詳述する余地がない）、日本軍の関係隊には緊迫した「軍事的必要」が存在た場合のあつたことが知られる。『オペンハイム国際法論』第二巻が、多数敵兵を捕えたために自軍の安全が危殆瀕する場合には、捕えた敵兵に対し助命を認めなくてよいと断言した一九二九年は、第一次世界大戦の後、一九二九年捕虜条約の前であつて、その当時の戦国際法の状況は、一九三七年の日支間に適用されるべき戦時国際法の状況からして甚だしく遠いものではないことを想起すべきであろう。

支那側の数々の違法行為（通州事件を含む）に対する復仇の可能性、和平開拓

通りの行動であることを考へると、敗殘兵と確認される限り、便衣の潜伏支那兵の攻撃は合法と考えられるが、安全区の存在とその特性を考慮に入れるならば、出入を禁止されている区域である安全区に逃げ込むことは、軍律審判の対象たるに値する戦争犯罪行為（対敵有害行為）

その二は、戦闘中に集団で捕えられ、敵兵の処断である。同じように戦闘中に捕えられながらも射放された支那兵が、数いたことを見れば（前出「南京戦史」第五表を参照）、日本軍の側に捕えた兵を組織的に絶滅させる計画的な意図が無かつたことは明白である。具体的な

の勧告を拒絶して、結果的に自国の多数の良民や兵士を悲惨な状態に陥れた支那政府首脳部の責任、右の勧告を拒絶せながら、防守都市南京に対する無差別攻撃の権利の行使を自制した日本軍の態度、など関連して検討すべき法的問題点はなお少くない。